

# 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について

# 今後の進め方(案)(総括表)

項目	実施済	今年度中に実施	次年度以降に実施
①公的・公立プランの取り扱い	(1)各プランの説明・情報共有	(2)プランごとの比較 →必要に応じて修正 (3)政策医療等の観点からの確認 (4)現時点におけるプランの了承	③④と併せた役割分担の検討 (必要があれば) (5)プランの修正
②意向調査の取り扱い	(1)意向調査実施	(2)意向表明及び質問等への対応 (3)現時点におけるプランの了承	③④と併せた役割分担の検討 (必要があれば) (4)意向表明した内容の修正
③診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討		(1)機能区分の検討	(1)機能区分の検討 (2)区分に基づく協議
④診療科や分野ごとの機能分担の検討	(1)病床機能報告の結果の提示	(1)結果の提示 (2)必要なデータ、検討方法等の検討	(1)結果の提示 (2)必要なデータ、検討方法等の検討
⑤非稼働病棟(病床)の取り扱い	(1)状況把握 (2)意向確認	(2)意向確認 (3)対応方針の確認	(1)(2)及び(3)により確認した対応の繰り返し
⑥医療データ活用セミナーの開催		(1)(2)開催	
⑦病床機能報告の提示	(1)(2)データ提示及び精度向上	(1)(2)データ提示及び精度向上	(1)(2)及び(3)病床の有効活用に向けた検討 <sup>1</sup>

### ① 公的医療機関等2025プラン及び新公立病院改革プラン(中期計画)の取り扱い

- (1) 各医療機関からの説明を受け、情報の共有を図るとともに、その他の医療機関からの質問・意見を受ける。個別の医療機関に対する質問・意見については、該当する医療機関に伝えるとともに、必要に応じてプラン等の修正を行う。(質問・意見を出した医療機関名は明示しない。)
- (2) 全公的・公立プランを比較し、医療機関ごとの記載項目の統一を図る。(同じ項目については、全てのプランに記載のあるように修正等を行う。)
- (3) 地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を確保する観点や公立病院・公的医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかという観点でプランを確認する。(プランに記載されている今後の方針や病床機能報告における診療実績等を参考に確認する。)
- (4) 調整会議委員や各医療機関からの異論がなければ、各医療機関が策定したプランは現時点において了承(合意)されたものとする。
- (5) 了承後に、プランを修正する必要がある場合は、随時修正を行い、調整会議、病院及び有床診療所において再度了承(合意)を得る。

### ② 意向調査の取り扱い

- (1) 意向調査の実施(2025年に想定する機能ごとの病床数や今後の方針の表明)
- (2) 各医療機関からの説明を受け、情報の共有を図るとともに、その他の医療機関からの質問・意見を受ける。個別の医療機関に対する質問・意見については、該当する医療機関に伝えるとともに、回答を依頼する。(質問・意見を出した医療機関名は明示しない。)
- (3) 調整会議委員や各医療機関からの異論がなければ、各医療機関が表明した意向は現時点において了承(合意)されたものとする。
- (4) 了承後に、各医療機関が表明した意向を修正する必要がある場合は、病院及び有床診療所会議において修正内容の説明を行い、調整会議、病院及び有床診療所において再度了承(合意)を得る。

### ③ 診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討

- ・各病棟が将来担おうとする機能区分を考えるにあたり、現時点の機能区分を確認する必要があるが、機能区分の明確な基準がないため、診療科や診療報酬上の区分により、機能区分に異論がないと考えられる病棟から検討する。

- 例
- ・病床機能報告において報告されている診療報酬上の入院料から、救命救急やICUは高度急性期に区分
  - ・診療科から、産科や眼科は急性期に区分 等

- (1)今年度中に開催予定の調整会議、病院及び有床診療所会議において事務局(県)から案の提示を行い、意見等をいただいた上で、次回の本会議(平成31年3月頃予定)において了承を得る。
- (2)診療報酬改定の動向が反映された平成30年度病床機能報告の結果は、次年度に公表予定のため、各地域における協議は次年度から開始する。

### ④ 診療科や分野ごとの区分による機能分担の検討

- ・各病棟が将来担おうとする機能を考えるにあたり、診療科や分野ごとに現在有する医療機能を確認するとともに、栃木県地域医療構想において推計した診療科や分野ごとの病床の必要量を参考に、将来に向けた機能分担の検討を行う。

(1) 地域医療構想調整会議における病床機能報告の結果の提示(診療科、機能別病床数等の一覧)

(2) 必要なデータ、検討体制、検討方法等の検討

## 今後の進め方(案)⑤

- ⑤ 病床が全て稼働していない病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟)を有する医療機関への対応
- (1) 病院及び有床診療所会議(調整会議)に意向調査や病床機能報告の結果等を提示し、構想区域内の非稼働病棟(病床)の状況を把握
  - (2) 病院及び有床診療所会議において、それらの医療機関に出席を依頼し、今後の意向を確認
  - (3) 調整会議、病院及び有床診療所会議における対応方針の確認
    - 例 ・廃止しない意向を認める場合は、以後の調整会議等において、状況を継続的に確認
    - ・廃止する意向を認める場合は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の案内(病床数の減少に伴う病棟等の用途変更に係る施設整備に係る経費への補助)

### ⑥ 医療データ活用セミナーの開催

・各構想区域の病院及び有床診療所会議開催(平成31年1～3月予定)と併せて、一般または療養病床を有する全ての病院及び有床診療所を対象とする医療データ活用のためのセミナーの開催を検討し、病院及び有床診療所が、病床機能報告等のデータから現状分析、将来予測等を行い、経営戦略の見直しにつなげることにより、病床機能分化・連携に向けた検討の一助とする。

(1)各構想区域の調整会議(平成30年12月頃予定)において開催を提案

(2)各構想区域の病院及び有床診療所会議(平成31年1～3月予定)と併せて開催

### ⑦ 病床機能報告の提示

- ・それぞれの医療機関が現在有する医療機能や診療実績を共有することにより、現在の役割分担を確認する。
- ・未報告や疑義のある報告に対する妥当性を確認し、病床機能報告の報告率や精度の向上を図る。

- (1) 様式1、2に基づくデータを提示することにより、それぞれの医療機関が現在有する医療機能や診療実績を共有し、現在の役割分担を確認する。
- (2) 病床機能報告マニュアルに基づく適切な報告が行われているか確認し、未報告等の医療機関に督促を行う。
- (3) 病床利用率に着目し、病床の有効活用に向けて検討する。